

燃料電池自動車貸出企画「RENT A MIRAI」

利用規約

一般社団法人 富山水素エネルギー促進協議会(以下、「当協議会」という)とトヨタモビリティ富山株式会社が提供する「燃料電池自動車貸出企画「RENT A MIRAI」(以下「本サービス」という)」については、下記の利用規約に従って車両を提供いたします。利用者が本利用規約に同意されない場合、本サービスを利用頂くことは出来ませんので、ご利用前に必ずご確認ください。

第1条(目的)

この規約は、富山県内の企業、法人、団体等が、富山県内において本サービスを利用することにより、広く水素エネルギーの利活用について理解を深めてもらう機会を提供するため、必要な事項を提示するものです。

第2条(適用)

1. 本利用規約は、本サービスを利用する全ての方に適用されます。
2. 当協議会は、事前予告なく、また利用者の承諾を得ることなく、本利用規約の内容を変更できるものとします。利用者が本利用規約変更後に本サービスを利用した場合、変更後の本利用規約に同意したものとみなします。

第3条(利用条件)

1. 貸出の条件は、次の各項目に該当する場合とします。
 - (1) 当該車両を汚損させるおそれがなく、適切に管理・保管の上、利用できること。
 - (2) 協議会およびトヨタモビリティ富山株式会社の活動報告、HP、マスメディア等への写真掲載にご協力いただけけること。

第4条(貸出車両)

1. 貸出を行うFCV車両は、下記のとおりです。

車両 トヨタ MIRAI

所有者 トヨタモビリティ富山株式会社

第5条(利用料)

当協議会の会員は、本サービスを無料で利用できるものとします。会員以外の方の利用については、事務局で判断いたします。

第6条(利用期間)

1回の貸出期間は下記の通りです。

ただし、当協議会が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。

新型 MIRAI 1泊2日

初代 MIRAI 1週間

第7条(利用申請)

利用申請書を2週間前までに、当協議会宛にメールまたはFAXにてお申し込みください。

利用目的、予約状況等によりご利用頂けない場合があります。

第8条(貸出及び返却)

1. 貸出場所および返却場所は下記の通りとします。

貸出場所 トヨタモビリティ富山株式会社

返却場所 水素ステーションとやま または トヨタモビリティ富山株式会社

2. 利用者は、MIRAI返却時に「利用報告書」を当協議会宛に提出するものとします。

第9条(取消し等)

1. 当協議会およびトヨタモビリティ富山株式会社は、車両の故障、リコール、天災等の事由により当該車両の貸出が困難な状況となった場合、また、利用者の利用申請に虚偽等があった場合、利用承認を取り消すことが出来るものとします。
2. 貸出後に上述の事由が発生した場合、利用者は速やかに当該車両を返却するものとします。貸し出しの中止により利用者が被る不利益について、当協議会およびトヨタモビリティ富山株式会社は一切の責任を負わないものとします。

第10条(禁止事項)

1. 下記の項目を禁止事項として定めます。

(1) 利用申請時に届け出た目的以外に使用すること

(指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又はその関係者、その他反社会的組織が関わるイベント等での利用は厳禁とします)

(2) 転貸

(3) 当該車両の運転に必要な運転免許証を所持していないこと

(4) 酒気帯び運転

(5) 薬の服用後や体調不良での運転

(6) 車内での飲食・喫煙

(7) チャイルドシートを使用せず、6歳未満の幼児を同乗させること

(8) ペット等動物を乗車させること

第 11 条 (管理責任)

1. 利用者は乗車前に必ず、自身で操作ボタンの動作チェック等の確認を行うこと
2. 利用者は道路交通法等、運転に係る法律を遵守し、正しい利用を心がけること
3. 利用者が道路交通法に反した場合、警察署の指示に従い、自らの責にて対処し、当協議会およびトヨタモビリティ富山株式会社は一切の責任を負わないものとします
4. 利用者は、利用車両の異常または故障を発見した場合、また汚損した場合等、車両にトラブルが生じた際は、直ちに当協議会に報告をし、当協議会の指示に従うこと

第 12 条 (損害賠償)

利用者は利用期間中、利用者ならびに同乗者の故意または過失による事故・破損・盗難・紛失等により、当該車両や第三者又は当協議会およびトヨタモビリティ富山株式会社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。また、利用者に損害が生じた場合について、当協議会およびトヨタモビリティ富山株式会社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条 (事故・盗難発生時の対応)

1. 利用期間中に当該車両の事故・盗難が発生した時、また、その他の被害を受けた時は、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 速やかに最寄りの警察に通報し、また状況等を当協議会に報告すること
 - (2) 利用者は自らの責任において事故を処理し、解決すること
 - (3) 保険については利用者により加入した保険を利用すること

第 14 条 (管轄裁判所)

本利用規約及び利用案内に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、当協議会の所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本利用規約は 2021 年 5 月 21 日から施行するものとします。